

企業版ふるさと納税について

1. 概要

- (1) 企業版ふるさと納税とは、2016年度に創設された**地方創生応援税制**のことで、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、**法人関係税から税額控除する仕組み**です。
- (2) 寄附額の全額が損金算入されることによる軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、**最大で寄附額の約9割が軽減される**ことにより、**実質的な企業の負担が最大約1割まで圧縮**されます。

2. 制度の目的

地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに賛同する**企業の寄附を呼び込む**ことで、新たに民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させていくことを狙いとして創設された制度で、**2024年（令和6年）度までを適用期限**としています。

3. 主な要件

- (1) 地方公共団体が策定した**地方版総合戦略**を基に、地方公共団体が「**地域再生計画**」を作成し内閣総理大臣が認定した「地域再生計画」に位置付けられた地方創生に関する事業が対象。
- (2) 寄附額は**事業費の範囲内**で、**1回につき10万円以上**の寄附が対象となる。
- (3) 寄附の代償として寄附した企業が**経済的な利益を受け取ることは禁止**。
- (4) **本社が所在する地方公共団体への寄附は制度の対象外**

4. 対象事業（「地域再生計画」に記載している施策・事業）

- (1) **人がつながり人口減少に負けない魅力あるまちづくり事業**
 - ・新ガーデンデザインプロジェクトの推進、駅周辺再整備事業 等
- (2) **安全安心に住み続けたいまちづくり事業**
 - ・恵庭市行政デジタル化の推進、地域強靱化の推進 等
- (3) **恵庭らしさを活かした魅力あるまちづくり事業**
 - ・全国都市緑化フェアの開催誘致、サテライトオフィスやコワーキングスペースの活用
 - ・関係人口の拡大、女性、高齢者、障がい者、外国人等が共生するまちづくり 等
- (4) **希望を持って子育てしたくなるまちづくり事業**
 - ・子ども貧困対策、教育環境の充実、学力向上 等

5. 今後の推進方法

以下の5つの方法を基に推進していく方針

- (1) 企業リストに基づくセールス（トップセールス含む）
- (2) 民間事業者を活用したセールス
- (3) 全職員によるセールス
- (4) 市ホームページによる寄附企業の募集
- (5) 市民によるセールス